

資料3.

砂漠化対処条約締約国会議各会合の結果概要(環境庁報道発表資料)

環境庁報道発表資料

砂漠化防止条約第1回締約国会議の結果について

平成9年10月13日

砂漠化防止条約第1回締約国会議が9月29～10月10日の日程で、国連食糧農業機関（FAO）本部（ローマ）において開催された。砂漠化防止条約は1996年（平成8年）12月に発効したものの、条約事務局、資金問題（グローバル・メカニズム）等に関しては合意が得られていなかった。今回の会合により、これらの懸案事項について原則的な合意がなされるとともに、同条約の科学的な裏付けを行う科学技術委員会（CST）の第1回会合が開催された。また、条約事務局の設置場所は、ボン（独）に決定し、次回の第2回締約国会議はセネガルがホスト国になることが承認された。

なお、環境庁では平成7年度より西アフリカのブルキナ・ファソ国において砂漠化防止対策モデル事業を実施しており、今後とも乾燥地域における砂漠化防止対策を積極的に進めることとしている。

1. 会議の概要

(1) 日程

平成9年9月29日～10月10日

(2) 開催地

国連食糧農業機関（FAO）本部（ローマ）

(3) 主催

砂漠化防止条約事務局（ホスト国 イタリア）

(4) 参加国等

締約国102ヶ国、オブザーバー国36ヶ国、国連機関及びその関連組織等15機関、国際機関17機関、NGO62団体、EU事務局及びパレスチナ等を代表し、計910名が参加した（10月7日現在の事務局文書）。我が国は、オブザーバーとして環境庁、外務省及び農林水産省等から10名が出席した。

(5) 概要

・砂漠化防止条約が1996年（平成8年）12月26日に発効したことを受けて、第1回目の締約国会議が開催されたもの。これまで、準備会合として砂漠化防止条約交渉委員会が10回にわたって開催され、条約事務局、資金問題（グローバル・メカニズム）等に関する議論が行われてきたが、国際的な合意は得られていなかった。このため、第1回締約国会議においてこれら懸案事項の合意を目指した議論が行われ、概ね合意に達した。

・我が国は条約未締結のため、今回会合はオブザーバー参加となったが、G77及び中国グループ等の途上国を中心としたグループからは、ドナー国としての我が国の役割が期待されている。

・なお、当庁では平成7年度より西アフリカ、ブルキナ・ファソ国において砂漠化防止対策モデル事業を実施しているなど、今後とも乾燥地域における砂漠化防止対策を積極的に進める予定としている。本事業については、今秋にも現地での本格的な工事に着工の予定であり、会議場の展示スペースにおいても、同事業の概要の展示を行った。

2. 会合の結果

・(1) 条約事務局の所在地

常設事務局の設置場所については、カナダ、ドイツ及びスペインが立候補していたが、締約国による投票の結果、ドイツ(ボン)に決定した。

(2) グローバル・メカニズム

条約に定められている資金メカニズムであるグローバル・メカニズムは、国連国際農業開発基金(IFAD)が受け入れ機関となることが合意された。なお、グローバル・メカニズムに設置されることとなったトラスト・ファンドに関しては、任意の資金拠出によるものとされた。

(3) 計画及び予算

暫定事務局の1998年度予算案及び常設事務局としての初年度に当たる1998/99年度予算が承認された。

(4) CST(科学技術委員会)の第1回会合の開催

CSTは、砂漠化防止条約の実施のための科学的裏付けを行うものであり、専門家の登録制度の設立、研究のインベントリー作成、研究ネットワークの調査及び砂漠化に関する指標等の作成について合意が得られた。

{1} 専門家の登録制度

専門家数は、現在のところ自然科学分野を中心に34ヶ国より計587名の登録がある。登録専門家数の少ない社会科学分野及び女性(12%)の参加が促進されるべきとの意見が相次いだ。

{2} 研究のインベントリー

伝統的技術の重要性及びNGOの参加の促進が強調され、アドホック・パネルの設置が承認された。

{3} UNEPによる協力組織の形成

既存の砂漠化防止研究ネットワークに関する調査及び評価を、UNEPが他の国際機関等との協力組織を形成し、実施することとされた。

(5) 次回締約国会合の開催等

砂漠化防止条約第2回締約国会議(COP2)については、アフリカのセネガルが開催国となることが承認された。

< 参考 >

1. これまでの経緯

1992年(平成4年)6月、地球サミットにおいて、アフリカ諸国の提案によりアジェンダ21の中に「第47回国連総会に対し、1994年(平成6年)6月までの条約完成を目途に、深刻な干ばつ又は砂漠化の影響を受けている国を対象とした国際的な砂漠化防止条約の策定のための政府間交渉委員会を、国連総会の下に設立することを要請する」との旨が盛り込まれ、同年12月の第47回国連総会において砂漠化防止条約交渉会議(INCD)の設置が決定された。

砂漠化防止交渉会議は1994年(平成6年)6月までに5回の会合が開催され、第5回会合において砂漠化防止条約等が採択された。

同年10月14日~15日までパリのユネスコ本部において砂漠化防止条約署名式典が開催され、

我が国を含め、86カ国（EUを含む）が署名を行った。

1996年（平成8年）12月26日に砂漠化防止条約は発効し、第10回までの政府間交渉会議を経て本年9月に第1回締約国会議がローマにおいて開催された。（平成9年9月25日現在、締約111カ国：日本は未加入）

2. 砂漠化防止条約等の概要

国連砂漠化防止条約（「深刻な干ばつ又は砂漠化に直面している国（特にアフリカの国）における砂漠化の防止のための国際連合条約」）

（イ）条約本体（前文及び全40条）

開発途上国（特にアフリカ諸国）において深刻化する砂漠化（干ばつを含む）問題に対し、国際社会がその解決に向けて協力することを規定。

（ロ）地域実施附属書（アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ、北部地中海）

条約に基づき策定される砂漠化防止行動計画の策定手続、実施調整メカニズム等を規定。

条約発効までの暫定措置に関する決議

・各国に対し、条約の早期署名及び締結、各国の取組の条約暫定事務局に対する早期通報を要請

・国連事務総長に対し、第1回締約国会議の準備のための委員会の開催、（第1回締約国会議で恒久事務局が指定されるまでの間の）暫定事務局の継続等を要請

アフリカに対する緊急行動に関する決議

・アフリカ諸国に対して、砂漠化防止行動計画の早期策定、実施等を要請

・先進国、国際機関、民間セクター等に対して、当該取組に対する支援を要請

・また、条約の署名時まで各国が条約に沿って行った措置に関する情報の提供を要請

3. 我が国の取組の概要

1994年（平成6年）12月に策定された環境基本計画では、砂漠化防止条約への積極的対応及び砂漠化対策についての調査・検討の推進並びに砂漠化が生じている国における対策の支援等が、定められている我が国はこれまで砂漠化問題を地球規模の環境問題として重要視するとともに、開発途上国における持続可能な開発のためには、避けて通れない基本的問題と認識している。砂漠化防止条約についても、政府間交渉会議において、我が国代表が第二作業部会の議長を務める等、その成立に貢献してきた経緯がある。また、本年9月にニジェールにおいて開催された第2回砂漠化防止アジア・アフリカ・フォーラムに政府代表団を参加させたほか、本フォーラム開催のために、財政面でも積極的に貢献してきている。

我が国としては、今回の締約国会議はオブザーバーの立場での出席となったものの、条約締結のための作業を鋭意進めているところであり、今後も、条約の着実な実施に向け努力をしていくこととしている。

また、砂漠化防止のための取組については、従来より政府開発援助（ODA）、関係各省庁及び民間団体等による様々な砂漠化防止対策プロジェクト並びに国立試験研究機関及び大学等の教育機関等において調査・研究を推進するとともに、関係国際機関への資金拠出等を通じて積極的な砂漠化防止支援策を講じている。

なお、具体的な我が国の砂漠化防止対策の取組の事例は以下のとおり。

（イ）中国、マリ、イエメンにおける森林復旧のためのモデル林の造成や技術マニュアルの作成、ニジェール、セネガル等における緑の推進協力プロジェクトの実施

(ロ)ブルキナ・ファソにおいて地下水の有効利用を図るとともに地域住民の参加を得て持続可能なコミュニティ形成を図るためのモデル事業の実施

(ハ)ニジェール川流域において農業農村開発を通じた砂漠化防止技術確立のための実証調査の実施

(ニ)中央アジアにおける塩類集積土壌の回復技術を確立するための研究

(ホ)中国北部及び西オーストラリアにおける砂漠化防止対策の適用効果の評価手法の開発に関する研究

さらに、来年秋には、我が国において、第2回アフリカ開発会議(TICADⅡ)が開催される予定となっており、砂漠化防止問題も会議の重要なテーマの一つとなる予定とされている。

4. 環境庁の取組の概要

環境庁では、条約の内容を踏まえた総合的な砂漠化防止対策の進め方等について、学識経験者等から成る検討会を設置し検討を行っており、平成6年12月には「砂漠化防止対策への提言」、平成8年12月には「砂漠化対策ハンドブック」を公表した。さらに、平成7年度から、砂漠化地域(アフリカ西サヘル地域、ブルキナ・ファソ国)において、今後の砂漠化防止対策を実施する上で必要となるソフト面、ハード面の知見を得るために地下水の有効利用を中心とした砂漠化防止対策モデル事業(上記3.(ロ))を実施している。この他、条約で述べられている地域レベルの取組に対応するためアジアにおける砂漠化防止の取組事例の調査、及び条約の下に設置される科学技術委員会に貢献するため我が国の砂漠化防止に関する情報の整理を行っている。また、地球環境研究総合推進費においては、砂漠化防止対策適用効果の評価手法の開発に関する調査研究(上記3.(ニ)及び(ホ))を行う等、砂漠化防止に関する科学的な調査・研究の一層の充実を図っている。

今後とも、これらを踏まえて、引き続き実行のある取り組みを更に推進していく必要がある。また、6月17日が国連にて「世界砂漠化・干ばつ防止の日」と定められていることから環境月間(エコ・ライフフェア)における広報を行っている。

環境庁報道発表資料

砂漠化に対処するための国連条約第2回締約国会議の結果について

平成10年12月21日(月)

砂漠化に対処するための国連条約第2回締約国会議が、11月30日から12月11日まで、セネガルの首都ダカールで開催され、条約実施のための措置等が検討された。

また、締約国会議に合わせ、12月1日から3日まで、条約に基づき設置されている科学技術委員会の会合が開催され、科学技術に関する事項等が検討された。

期 間：平成10年11月30日(月)～12月11日(金)

場 所：ダカール(セネガル)

概 要：

1. 締約国会議

(1) 主要な議題

- ・国レベル及び地域レベルでの条約実施状況の報告
- ・地球機構(資金調達を促進するため設立された仕組み)の活動報告
- ・事務局予算
- ・事務局の中期戦略
- ・第3回及び第4回締約国会議の作業計画
- ・条約の実施及び制度的な措置の検討

(2) 各議題についての検討状況

{1}事務局の1998-1999年の2ヶ年予算は、昨年のCOP1で、総額6.1百万ドルとすることで合意済み。

COP2では、常設事務局が設置されるドイツの拠出金の一部を用いた信託基金の設立予算の増額等が議論になった。この結果、予算の総額は変更せずに、ドイツの拠出金の半額(約55万ドル)を用いて、条約関連のイベント経費のための信託基金を設立することを合意。

{2}事務局の中期戦略では、事務局の機能拡大につながるような提案がなされ、途上国側はこの提案を支持したが、先進国からは、地球機構や科学技術委員会等他の主体が行うべき業務と重複する等、条約事務局が行うべきとされている業務の範囲を超えており、事務局の中期戦略のベースとして不適切との主張があり、新たな文書をCOP3に提出することで合意。

{3}条約の実施及び制度的な検討では、中東欧諸国の地域実施附属書の作成のための今後の具体的な手順について合意された。

{4}COP3を1999年11月15日～26日までブラジル(レシフェ)で開催することを決定。

2. 科学技術委員会

(1) 主要な議題

- ・ 専門家名簿
- ・ 基準と指標
- ・ 伝統的知識

(2) 各議題の検討状況

{1} 専門家名簿については、今後、名簿の拡充に当たり、専門家の性別、専門分野のバランスを考慮すること、NGO及び国際機関からの専門家の登録を増やすこと等を決定。

{2} 基準と指標については、小委員会の報告を基に議論が行われたが、基準・指標の実際の運用に先立ち、アフリカ地域の国において、地域的な汎用性のテストを行うこと等が決定。

{3} 伝統的知識については、10名の専門家からなる小委員会を設置して、a) 伝統的知識とその実践による社会経済的影響等の阻害要因、b) 伝統的知識と近代的科学技術の効果的連携のための戦略等について検討し、COP3において報告すること等が決定された。その際、生物多様性条約等の関連条約の下での伝統的知識に関する取組との連携を図ることとされた。

3. また、締約国会議期間中の12月7日に、アジア地域行動計画に係る非公式会合が開催され、テーマ別ネットワークプログラムのホスト国により進捗状況等について説明が行われた。

(参考) テーマ別ネットワークは、1997年(平成9年)北京で開催された「アジアにおける砂漠化対処条約実施のための地域協力に関する大臣会合」により決定されたもので、アジア地域において取組が進められている。内容及びホスト国は以下のとおり。

TPN 1 砂漠化のモニタリングおよび評価：中国

TPN 2 アグロフォレストリーおよび土壌保全：インド

TPN 3 砂丘の移動の固定化を含む放牧地管理：イラン

TPN 4 乾燥地農業における水資源管理：ヨルダン、パキスタン、シリア、ウズベキスタンが立候補を表明

TPN 5 干ばつの影響緩和のための能力の強化：モンゴルが立候補を表明

TPN 6 地域開発計画実施のための援助：レバノンとネパールが関心を表明

環境庁報道発表資料
砂漠化対処条約第3回締約国会議の結果について
平成11年12月3日

「砂漠化に対処するための国連条約」第3回締約国会議（砂漠化対処条約COP3）が、11月15日から26日まで、約130の締約国及びオブザーバー国、国際機関、NGO等、合わせて約900人の参加を得て、ブラジルのレシフェで開催され、条約の効果的な実施のための措置等が検討された。

また、締約国会議と並行して、11月16日から19日まで、条約に基づき設置されている科学技術委員会（CST）の会合が開催され、科学技術に関する事項等が検討された。CSTでは、「早期警戒体制に関する小委員会」の設置が決定され、我が国より武内和彦東大教授が委員として参画することとなった。

第4回締約国会議は、2000年10月16日～27日に開催されることとなり、2000年2月末までにホスト国の申し出がない場合は、条約事務局所在地たるボンにて開催されることとなった。

1. 期間、場所等

(1) 期間

平成10年11月15日（月）～11月26日（金）

(2) 場所

レシフェ（ブラジル）

(3) 我が国からの出席者

環境庁地球環境部伊藤補佐、在レシフェ池田総領事、東京大学武内教授、鳥取大学乾燥地研究センター稲永所長のほか、外務省、農水省より出席。

2. 締約国会議（COP）

(1) 主要な議題

- アフリカの締約国による条約実施、先進締約国、国際機関、NGO等による支援措置、条約実施のレビュー等
- 条約実施の定期的レビューのための追加的手続き又は制度上の仕組みの検討
- 新たな地域附属書（中東欧諸国の地域実施附属書）の検討
- 第4回及び第5回締約国会議の作業計画
- 事務局の中期戦略の検討
- 2000/2001年の2カ年の事務局予算等

(2) 主な検討結果

- COP4において、条約実施の促進のための約束に関する宣言を採択するため、締約国等は2000年4月末までに事務局に提案を出すこと等を内容とする決議「レシフェ・イニシアティブ」が採択された。
- アフリカの締約国による条約実施、先進締約国、国際機関等による支援措置、条約実施状況のレビューが行われ、これまでの実績を評価するとともに、今後の一層の取組を呼びかける内容の決議を採択。
- 条約実施の定期的レビューのための追加的手続き又は制度上の仕組みについては、

COP3及びCOP4に提出された国別報告書の詳細レビューのための小委員会を

C O P 4 において設置すること、

C O P 4 又は C O P 5 において レビュー制度をさらに発展させるため、締約国等は
2000 年 4 月末までにコメントを 提出すること

等を内容とする決議を採択。

- 新たな地域実施附属書については、C O P 4 での採択に向け、協議を継続すること 等を
決定
- 第 4 回及び第 5 回締約国会議の作業計画について、C O P 4 (必要に応じて C O P 5)
では、

アフリカ以外の地域の被影響国による条約の実施状況等の レビュー、これらに対す
る先進締約国の支援状況等のレビュー、新たな地域附属書 の検討・採択、

科学技術委員会 (C S T) の報告のレビュー、

地球機構 (資金調達を促進するための仕組み) の報告のレビュ

等を議題 に含めることを決定。

- 事務局の中期戦略について、C O P 2 では事務局の機能拡大につながるような提案 がな
され、事務局の肥大化傾向に強い懸念をもつ先進国側と、事務局案を支持する 途上国側
で意見が分かれた。今回の会合では、各国からのコメントを考慮して事務 局が改訂した
中期戦略をもとに議論が行われ、

事務局が作成した中期戦略に 留意すること、

事務局はその活動計画に優先順位をつけること、

事務局の活動をレビューし、C O P 6 に報告すること

等を内容とする決議 を採択。

- 2000 / 2001 年事務局予算に関しては、

2000 年の事務局予算は 689 万 7900 ドル、 2001 年は 676 万 2500 ドルとすること(1999
年は 610 万ドル)、

地域事務所については、その必要性、フィージビリティ、形態、コストについて事
務局長が C O P 4 に報告し、C O P において検討すること

等を決定。

- また、C O P 4 を 2 0 0 0 年 1 0 月 1 6 日 ~ 2 7 日まで開催すること、開催場所は、事
務局が 2 0 0 0 年 2 月末までにホスト国を募り、ホスト国がない 場合は、ボンにおいて
開催することを決定。

3 . 科学技術委員会 (C S T)

(1) 主要な議題

- 基準及び指標についての検討
- 伝統的知識についての検討
- 早期警戒体制についての検討
- 専門家名簿についての検討
- C S T 4 の作業計画

(2) 各議題の検討結果

- 基準及び指標については、締約国に対し、COP4に提出する国別報告書において、小委員会により提案されている影響指標を試行することを要請するとともに、砂漠化の影響及び取組を比較するため数値指標を使用することを奨励すること等を決定。
- 伝統的知識については、小委員会を設置し、各国が
伝統的知識と近代的知識の融合
伝統的知識の経済的、社会的、生態学的な利益についての評価等を行うため、小委員会が将来の基準・指標の作業に沿った適当な基準(criteria)の開発を行うこと
等を決定。
- 早期警戒体制については、小委員会を設置し、
データの収集、アクセス、統合の方法、
干ばつ及び砂漠化の評価と予測、対応手段、
早期警戒体制及び砂漠化のモニタリング/アセスメントの適用に関する情報の普及、
適切な対応措置の強化についての検討を行うこと
等を決定。また、我が国より武内和彦東大教授が委員として小委員会に参画することとなった。
- 専門家名簿については、専門分野の仕訳及びバランス、専門家の性別のバランスについて議論が行われ、締約国は、専門分野及びジェンダーのバランスに配慮した追加情報及び専門家名簿の活用状況に関する情報を提出すること等を決定。

CST4の作業計画については、乾燥地域の土壌及び水の持続可能な管理における伝統的知識、基準・指標、早期警戒体制及びモニタリング/アセスメントの係り合いをCOP4の優先課題とすること等を決定。

環境庁報道発表資料

砂漠化対処条約第4回締約国会議の結果について

平成12年12月28日(木)

「砂漠化に対処するための国連条約」第4回締約国会議(砂漠化対処条約COP4)が、12月11日から22日まで、170以上の国、政府間機関、国連諸機関、NGO等の参加を得て、ドイツのボンで開催され、条約の効果的な実施のための措置等が検討された。

また、締約国会議と並行して、12月12日から15日まで、条約に基づき設置されている科学技術委員会(CST)の会合が開催され、砂漠化対処に関連する科学技術的事項が検討された。CSTでは、「早期警戒体制に関する小委員会」の再設置が決定され、我が国より引き続き武内和彦東大教授が委員として参画することとなった。

第5回締約国会議(COP5)は、各国よりホストの申し出がない場合は、2001年9月17日~28日に条約事務局所在地たるボンにて開催されることとなった。

1. 期間、場所等

- (1) 期間平成12年12月11日(月)~12月22日(金)
- (2) 場所ボン(ドイツ)
- (3) 我が国からの出席者

在ボン國方公使、環境庁地球環境部伊藤補佐、東京大学武内教授のほか、外務省、農水省より担当官出席。

2. 締約国会議(COP)

(1) 主要な議題

・ アフリカ以外の地域(アジア、ラテンアメリカなど)の砂漠化の影響を受ける締約国の条約実施に関する報告のレビュー

- ・ 先進締約国による支援措置の報告のレビュー
- ・ 国際機関、NGO等による支援活動のレビュー
- ・ 条約実施の定期的レビューのための追加的手続又は制度上の仕組みの検討
- ・ 条約実施強化のための約束に関する宣言の検討

(2) 主な検討結果

・ 条約実施のレビューについては、今回の会合では、(i)COP3及びCOP4に提出された報告書をレビューし、砂漠化対処の更なる措置につき具体的な勧告を提案するため特別の作業部会が設立された。(ii)アフリカ、アジア、ラテンアメリカ・カリブ諸国及びこれらの地域から提出された報告書のうち31の報告書についてレビューが行われた。(iii)COP5までに会期間会合を開催し、全ての報告書をレビューし、テーマ別に分析を行うこととなった。(iv)なお、作業部会の共同議長より、会期間会合に対し、[1]開発途上国に対し、優良事例、主要な障害等につき発表すること、[2]先進締約国及び国際機関に対し、活発なフィードバックや貢献を期待すること、[3]先進締約国に対し、レビューの過程で得られた知見を実際の援助に活かすことを期待すること等が勧告された。

・ 条約実施の定期的レビューのための追加的手続又は制度上の仕組みについては、特別の作業部会が条約実施のための更なる措置に関する具体的勧告を行うこととし、それを踏まえ、条

約実施レビュー委員会(CRIC)の設立の方法及び態様等に関してC O P 5 で検討されることとなった。

・C O P 3 の決定を受け、条約実施の強化の約束に関する宣言について検討が行われた結果、2005 年未までの国家行動計画の完成、地球環境ファシリティ(GEF)・地球機構(GM)等を通じた資金・その他の資源へのアクセスの向上、他の環境関連条約等の協力の推進等の具体的方策を提言し、2003 年以降 2010 年までに開催される締約国会議ごとに、条約事務局長が条約実施強化に関連した情報をまとめた報告を行うこととする宣言を採択。

・C O P 5 は、2001 年 3 月末までに各国よりホストの申し出がない場合は、2001 年 9 月 17 日より 28 日までボンにおいて開催することを決定。

3 . 科学技術委員会 (C S T)

(1) 主要な議題

- ・ 専門家名簿についての検討
- ・ 国別報告書の科学技術面に関するレビュー及び実施
- ・ 既存のネットワークの調査及び評価
- ・ 伝統的知識についての検討
- ・ 早期警戒体制についての検討
- ・ 科学技術委員会の 今後の作業計画の検討等

(2) 主な検討結果

・ 専門家名簿については、その利用の促進並びに専門家の性別及び専門分野のバランスについて議論が行われ、男女比、関係する全分野のカバー、草の根レベルとN G Oの技術を入れることを特に意図して、各国からの専門家名簿の追加登録を求めること等を決定。

・ 国別報告書の科学技術面に関するレビュー及び実施については、) 締約国に対し、情報の収集・分析・配布の継続、最小限の影響指標の開発、並びに地域共同体及びN G Oの参加を計測するための指標の開発を奨励。) 国別報告書に科学技術活動に関する情報を含めること等を決定。

・ 伝統的知識については、C O P 3 で設置された小委員会の報告を受け、) イタリア(小委員会議長国)に対し、伝統的知識に関する機関、団体、及び専門家のネットワーク構築に関する提案を提出するよう求めるとともに、) C S T ビューローに対し、会期間会合においてレビューした上で、検討のためC O P 5 に提出するよう求めること等を決定。

・ 早期警戒体制については、C O P 3 で設置された小委員会(議長は武内東大教授)の報告を受け、) 小委員会を再設置し、早期警戒体制とモニタリング・評価のパフォーマンスの評価、) 干ばつ・砂漠化に対する脆弱性の分析の方法を中心とする干ばつの予測と砂漠化のモニタリングの方法、) 研究機関間の情報交換を促進するメカニズム、) 干ばつへの備えのより詳細な措置について検討すること等を決定。なお、前回に引き続き、我が国より武内和彦東大教授が委員として小委員会に参画することとなった。

・ 基準・指標について、サヘル地域干ばつ対策政府間常設委員会(CILSS)、サハラ・サヘル観測機構(OSS)等に対し、基準・指標の開発作業を継続することを奨励するとともに、C I L S S 及びO S S に、次回C S T において進捗状況を報告するよう求めることを決定。

・ 砂漠化に関する科学・技術的な知見の充実等を図るためC S T を改善すべきとのE Uからの問題提起を踏まえ、C S T の審議の効率と効果の改善について、) 締約国にその方法につき協議を行い、条約事務局に意見を提出するよう奨励するとともに、) 事務局に、それら意見の分析の準備をし、地域グループ間で協議を行い、C O P 5 に報告するよう求めることを決定。

・ C S Tの今後の作業計画については、) C S Tでは、条約実施に関する優先課題を集中的に審議すること、) C S T 5においては、伝統的知識及び科学的知識の収集・分析・集約を含め、砂漠化に対処し、干ばつの影響を緩和するための優良事例に関するコミュニケーションとその使用の戦略について集中的に議論すること、) 各締約国に対し、2001年6月30日までに、優良事例について事務局に提出するよう求めること等を決定。

4. その他

・ C O P 4 会期中の12日及び13日に、砂漠化対処条約第3回議員円卓会議が併せて開催され、清水嘉与子前環境庁長官が出席。条約実施強化のための宣言がとりまとめられ、締約国会議に報告された。